（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十五条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一から別紙様式第十七までの様式中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第二十六条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一㈠から別表第一㈨までの表中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「平成」を「令和」、「昭和」を「平成」、「大正」を「昭和」、「明治」を「大正」、「明治」を「明治」に改める。

別表第二㈠から別表第二㈢までの表中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

別表第二㈣の表中「財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）　財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）　平成　　年　　月　　日」を「財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）　財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）　令和　　年　　月　　日」に、「（平成　　年　　月　　日）」を「（　　年　　月　　日）」に改める。

別表第二㈤の表中「転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書　転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書　平成　　年　　月　　日」を「転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書　転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書　令和　　年　　月　　日」に、「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に改める。

別表第二㈥から別表第二㈩までの表中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

別表第四の表中「平成　　年分」を「令和　　年分」に改める。

別表第六㈠の表中「平成　　年分」を「令和　　年分」に、「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に、「自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日」を「自　　年　　月　　日　至　　年　　月　　日」に改める。

別表第六㈡の表中「平成　　年分」を「令和　　年分」に、「自　平成　　年　　月　　日　至　平成　　年　　月　　日」を「自　　年　　月　　日　至　　年　　月　　日」に改める。

別表第七㈠の表中「平成　　年分」を「令和　　年分」に、「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「明・大・昭・平　・　・」を「明・大・昭・平　・　・令」に改める。

別表第七㈡の表中「平成　　年（　　月）分」を「令和　　年（　　月）分」に改め、同表の備考1㈠及び備考2㈠中「平成　　年（　　月）分」を「令和　　年（　　月）分」に改める。

別表第七㈢の表中「平成　　年分　非課税口座年間取引報告書　未成年者口座年間取引報告書　税務署長　殿」を「令和　　年分　非課税口座年間取引報告書　未成年者口座年間取引報告書　平成　　年　　月　　日　税務署長　殿」に、「明・大・昭・平　・　・」を「明・大・昭・平　・　・令」に、「平成　　年分　非課税（継続）管理・累積投資　勘定」を「　　年分　非課税（継続）管理・累積投資　勘定」に改める。

別表第八の表中

日における の２第１項に 入金等の金額 記のとおり証	「　租税特別措置法施行令第26条の３第１項の規定により、平成　　年　　月　　日における租税特別措置法第41条第１項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の３第１項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第５項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第８項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。 平成　　年　　月　　日」を「　租税特別措置法施行令第26条の３第１項の規定により、　　年　　月　　日における租税特別措置法第41条第１項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の３第１項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第５項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第８項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。 令和　　年　　月　　日」に改める。

別表第九㈠の表中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改め、同表の備考1中「平成　　年　　月分」を「令和　　年　　月分」に改める。